

2024年3月26日

計画実行・監視専門調査会（第34回）に関する意見について

日本労働組合総連合会副事務局長
井上久美枝

男女平等参画社会の実現の観点から、論点について、以下の通り意見を申し上げます。

記

1. 生涯にわたる女性の健康への支援について

「生理休暇」という名称では取得しづらいという女性からの意見を踏まえ、名称を変更して取得を促進するなど、各企業の工夫で男女ともに休みやすい環境整備も行われている。政府においては、生理のみならず、更年期症状など多様な健康課題に対する社会的認知を深めるとともに、労働者が必要に応じて休暇を取得できるよう、中小企業を含めて就業環境整備の取り組みを促すべきである。

2. ひとり親家庭等の支援について

包括的な自立支援が出来ているか検証し、必要に応じて対策を講じるべきである。また、ひとり親には非正規雇用で働く者が多いことを踏まえれば、ひとり親を含め誰もが健康で文化的な生活を営むことが出来るよう、処遇改善はもとより、長時間労働を是正し、正規雇用へと転換を促していくことが必要である。その際、職業能力開発支援など、安定した雇用に向けた積極的な支援を行うべきである。

また、今次国会で審議されている民法等の一部を改正する法律案において、法定養育費の制度化が行われた際には、法定養育費の望ましい水準について、関係府省庁において十分に検討を行い、決定すべきである。

3. 女性の活躍推進に向けた公共調達の取組について

えるぼし認定を受けていても男女間賃金格差が大きい企業があることを踏まえれば、男女の賃金の差異の是正に向けたPDCAの仕組みの有無を確認するなど、女性活躍推進に向けて一層取り組む企業を評価する仕組みとすべきである。

4. 政治分野における女性の参画拡大について

「政治分野における男女共同参画推進法」の実効性を高め、政党による女性議員の発掘・育成を支援するため、女性議員の割合に応じた政党交付金の傾斜配分などの制度支援を行うべきである。また、「議員活動を行う上での課題」において、ハラスメントや両立困難が挙げられていることを踏まえ、女性議員の参画拡大に向けた環境整備のための対策を講じるべきである。

以上